故郷を・普通の生活を返せ！こどもの未来を奪うな！

群馬弁護団ニュース NO39

弁護団HP　原子力損害賠償群馬弁護団　検索　クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護団（団長）鈴木克昌
【連絡先】〒371-0844
前橋市古市町１－５０－１吉野屋ビル３０３
新前橋法律事務所内
［TEL］027-251-7871　［FAX］027-251-7989

＜新型コロナウイルス感染拡大防止のため＞

4月21日／弁論期日（結審）が延期に！

7月9日【木】　東京高裁１０１号法廷／午後１時３０分開廷
（午後１時に傍聴の抽選があります）

弁護団最終弁論にご支援を

東京高裁

新型コロナウイルスの感染が全世界に広がり、東京でも連日、感染者の増加が報告されています。各国で、拡大防止対策が取られ、国内でも多数の人が一室に集合して議論するようなことはなるべく減らそうと取り組まれています。
これを受けて、群馬訴訟も当初予定されていた４月２１日の最終弁論期日が７月９日に延期されました。
今回は、延期のお知らせと最終弁論の課題、最近出されました判決の動向をお知らせします。

あらためて、7月9日の弁論で、国と東電の責任と、希望のもてる賠償を訴えます

（群馬弁護団・団長）弁護士　鈴木　克昌

原告の皆さん、支援の皆さん、東京高裁での裁判もいよいよ結審を迎えるところまで来ました。

2017年３月１７日、全国の集団訴訟で初めてとなる前橋地裁判決で、「国と東電は事故について同等の落ち度がある」との珠玉の判断が言い渡されてから、３年が経過しました。前橋地裁判決は、全国で初めて国の責任を正面から認めましたが、一方で、賠償額は将来に希望の持てる金額にはほど遠いものでした。

控訴審では、国は前橋地裁判決を覆そうと総力戦であらたな主張を繰り出してきました。東電も、賠償はすでに十分していると開き直りに終始しました。弁護団は、これを跳ね返すとともに、不十分だった損害額の増額を要求してきました。

東京高等裁判所の管内で、国と東電を被告としている裁判では、前橋地裁に続いて東京地裁、横浜地裁で東電と国の責任を認める判決が出された一方で、千葉地裁では、第１陣、第２陣とも、国の責任を認めない判決が出されました。そして、いずれも東京高裁に控訴されて審理が続いていますが、**東京高裁でも、群馬訴訟が一番初めに国の責任の有無を判断する判決が出される見通しとなっています。**

また、最近では、３月１２日「浜通り・避難者訴訟」（被告は東電のみです。２面参照）で仙台高裁が、東電の落ち度を正面から認め、一審いわき支部での判決の賠償額に上乗せする判決を出しました。また、３月１７日には南相馬市小高区の住民が起こした「小高に生きる訴訟」（これも被告は東電のみ）でも、東京高裁は、一審東京地裁が認めた「ふるさと喪失慰謝料」について、減額しながらも、中間指針を上回る賠償額を維持する判決を言い渡しました。

この間、群馬弁護団は一審判決で不十分だった賠償額の増額をしようと、全力で取り組んできました。当初４月２１日に予定していた群馬訴訟の結審期日は、新型コロナウイルスの感染防止を配慮して、７月９日に延期となり、法廷傍聴の人数も減ってしまう見通しですが、被害者の思いを込めた最終弁論を行なおうと準備しています。

皆さんのご支援をお願いします。

■札幌地裁判決について

（群馬弁護団）弁護士　奈良　浩樹

１　はじめに

２０２０年３月１０日、札幌地方裁判所において、原発事故に関する損害賠償請求訴訟の判決が出ました。

２　国と東電の責任を認める判断

今回の判決で、札幌地裁は、東電はもちろん、国についても責任を認めました。最近、名古屋地裁や山形地裁など、国の責任を認めない内容の判決が出ていましたが、札幌地裁では、明確に国の責任を認めました。

ここでも大きな争点となったのが、２００２（H14）年に政府の地震調査研究推進本部が公表した研究結果（いわゆる「長期評価」）です。国は、群馬訴訟と同様、この長期評価を根拠の乏しいものであったと強く主張していました。しかし、**札幌地裁は、長期評価は政府の専門機関が取りまとめた見解であるから、単なる一学説の域にとどまるものではないとしました。そして、原子力発電所の施設には極めて高度の安全性が要求されるのであるから、この長期評価を踏まえて対策を講じるべきであり、それをしていれば、２００２年には津波が到来するおそれが予見できたものと判断しました。**

そして、防潮堤の設置、主要建屋の水密化（浸水対策）、非常用電源設備の高所設置といった措置のいずれかをしていれば、今回の事故は防げたものとしました。まさに、群馬訴訟において、原告が主張・立証している内容をそのまま認めるかのような判決内容です。

札幌地裁

３　極めて不十分な慰謝料額

しかし、札幌地裁では、国の責任を認めながらも、慰謝料額について極めて不十分な金額しか認めませんでした。

区域外避難者については、不十分ではあるものの中間指針の定める基準を超えるもの（原則３０万円）でした。しかし、それ以外の地域の避難者については、中間指針の水準以下の賠償額しか認めませんでした。

避難者が受けた被害に正面から向き合っておらず、損害という点に関しては不当判決と言わざるを得ない内容です。北海道の弁護団もこの点について強く批判する声明を出しています。

４　札幌地裁判決を受けて

群馬訴訟では、前橋地裁で国の責任を明確に認める判決が出ていますが、国は、控訴審で強く争ってきています。しかし、群馬弁護団も、そのような国の主張に理由がないことを示す多数の書面や証拠を提出しています。今回の札幌地裁判決は、群馬訴訟においても、国の責任を認めさせる追い風となるものです。

群馬訴訟の控訴審は最終局面に来ていますが、弁護団としても、責任論・損害論ともに、漏れのない主張・立証を最後までしていきたいと思います。

原発事故の損害賠償を求めて争われている裁判は全国で約30件で、高裁の判決が初めて２件出されました。３月１２日の「福島浜通り・避難者訴訟」（仙台高裁）と、１７日の「小高で生きる裁判」（東京高裁）です。このふたつの裁判は、東電のみを被告として損害賠償を求め、国を訴えていません。ふたつの判決について報告します。

■「浜通り・避難者訴訟」仙台高裁判決について

（群馬弁護団）弁護士　東條　宏

１　はじめに

２０２０年３月１２日、仙台高裁は、東電に対し、慰謝料として、一審福島地裁いわき支部判決より総額で１億４９９５万円増額した判決を下しました。

本件は、福島県の浜通りに居住していた避難者２１６人が、東京電力福島第一原発における水素爆発による大量の放射性物質の拡散という重大な事故により、ふるさとを奪われたなどとして損害賠償の増額を求めたもので、全国で約３０ある同種訴訟で初めての控訴審判決です。

被告東電は、一審、二審を通じて、中間指針･第４次追補による基準に基づき支払済みと主張しましたが、仙台高裁は東電に追加支援を命じました。

仙台高裁は、慰謝料の算定にあたり、
①避難せざるを得なくなった精神的苦痛、
②避難生活の継続を余儀なくされた精神的苦痛、
③故郷喪失･変容により被った精神的苦痛
を明確に認めて増額しました。

仙台高裁

２　具体的損害額認定額

原告ら避難者は、本件事故当時、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、川内村に居住していましたが、判決では、区域を３つに分け、原告一人当たりの慰謝料額を次のとおり認定しました。

①　帰還困難区域　１６００万円

いわき判決と同額ですが、内訳として、避難慰謝料１５０万円、避難継続慰謝料８５０万円、故郷喪失慰謝料６００万円と明示しました。

避難継続慰謝料８５０万円は、月額１０万円とし、これに平成２３年３月から平成３０年３月までの８５か月を掛けたものです。

②　居住制限区域又は避難指示解除準備区域　１１００万円

いわき判決よりも１００万円増額しました。内訳は、避難慰謝料１５０万円、避難継続慰謝料８５０万円、故郷変容慰謝料１００万円です。

避難継続慰謝料８５０万円は、帰還困難区域と同じ８５か月分です。

③　緊急時避難準備区域　３００万円

いわき判決よりも５０万円増額しています。内訳は、避難慰謝料７０万円、避難継続慰謝料１８０万円、故郷変容慰謝料５０万円です。

避難継続慰謝料１８０万円は、月額１０万円とし、これに平成２３年３月から平成２４年８月までの１８か月を掛けたものです。

３　慰謝料額を増額した理由

本控訴審判決は、増額理由として、①避難、②避難継続、③故郷喪失･変容に分けてその根拠を詳しく判示していますが、前提として、被告東電には本件事故発生について重い過失責任があると指摘しています。

一例を挙げれば、

「２００２（H14）年７月、地震調査研究推進本部は長期評価を公表したが、この時点で、被告東電は、福島県沖を含む日本海溝沿いの領域においてＭ８クラスの大地震が発生する可能性があることを認識できた。東電の対応の不十分さは、誠に痛恨の極みと言わざるを得ず、その意味で慰謝料の算定に当たっての重要な考慮事情とされるべきものである。」

と判示しています。

この点、一審のいわき支部判決が、「本件事故の発生につき、慰謝料を更に特別に増額すべき事由として被告東電に故意又はこれと同視すべき重過失があったとまでは認められない。」としたものより東電の責任をより重く認定した判決と言えます。

４　被侵害利益の内容

２０１７（H29）年３月１７日に言い渡された前橋判決は、被侵害利益を「自己決定権」を中核とする平穏生活権と捉えています。

被侵害利益の中身としてして自己決定権は正当な指摘ですが、①避難行動を開始する時点だけでなく、②避難継続先で生じる様々な苦痛、③住み慣れた地域とそこにおける人との繋がり、すなわち、ふるさと喪失というべき権利侵害は欠くことが出来ません。そして、被侵害利益の捉え方は区域内、区域外を問わず、全避難者の損害額に直結しています。

本控訴審判決が被侵害利益を広く捉えたことが増額に繋がったことは明らかです。前橋判決は被侵害利益を狭く捉えており、低額判決に直結しています。群馬訴訟控訴審では、仙台控訴審判決と同様、被侵害利益を広く捉えて損害額を見直すように強く求めています。

■「小高に生きる」東京高裁判決について

（群馬弁護団）弁護士　大南　至

１　はじめに

「小高に生きる」訴訟の控訴審判決が２０２０年３月１７日に東京高等裁判所にて言い渡されましたので、その内容を簡単にご説明します。

「小高に生きる訴訟」は、南相馬市小高区に住居を有していた３００人以上の避難者が、東京電力を相手に損害賠償を求めた裁判です。

２　判決内容の概要

控訴審判決は、慰謝料額として、原告１人あたり１００万円の請求を認めました。一審判決では３００万円の慰謝料を認めていたことからすると、２００万円の減額となります。

控訴審判決は、慰謝料の内容を、**①避難慰謝料**と**②「小高に生きる」**ことの喪失に基づく慰謝料の２つに分けています。

①避難慰謝料について

原告らに共通する事情として、原発事故により従前の生活の本拠である居住地からの避難を余儀なくされてから避難指示が解除され帰還して日常生活を再開できるようになるまでの間、従前の居住地以外での過酷な生活を余儀なくされ、いつ帰還できるか分からない状況のもと、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害され、これにより多大な精神的苦痛を受けたことを認め、避難慰謝料を認めました。

その金額は、中間指針で定められた８５０万円（月額１０万円の８５か月分）であると認定しました。

②「小高に生きる」ことの喪失に基づく慰謝料について

地域の住民が従前生活していた自らの生活の本拠である居住地を中心とする生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティ等における人間生活において継続的かつ安定的に生活する利益（生活基盤に関する利益）を憲法上の利益として認め、慰謝料算定の要素として考慮すべきであるとしました。

そして、働き手の世代や子どもが帰還するなどして小高区の人口が大幅に増加することは見込まれない状況であることから商業施設等、事業所の再開や農業の復興が進んでおらず、医療施設や福祉関連サービスの減少、交通事情の利便性の低下などが見られる小高の現状は、原発事故と避難指示によって人々が避難したことによるものであるとしました。

このような小高の現状について、避難指示が解除されて従前の生活地に帰還が可能な状況になった現時点においても本件事故前の小高における生活基盤は回復されておらず、回復可能かどうかも不確定であり、著しい生活基盤の変容があるとしました。このような著しい生活基盤の変容に基づく損害は、避難そのものの慰謝料とは別個の損害として賠償の対象となると認めました。

しかしながら、原告らに共通する損害に対する賠償額を検討するにあたっては生活基盤の変容による影響や被った精神的損害の少ない避難者を想定した水準に止まらざるを得ないこと、従前の生活の本拠地への帰還自体は可能であるし、個々の原告に特に生じた損害については別に請求すべきとして、その金額は、原告１人あたり１００万円が相当であるとし、３００万円を認めた一審判決よりも２００万円の減額となりました。

３　まとめ

以上のとおり、**控訴審判決は、一審判決と同様、避難慰謝料のほか、別個の損害として生活基盤の変容によって生じた損害に対する慰謝料の賠償を認め、中間指針に上乗せした賠償額を認めた点では評価できます。しかしながら、結論として中間指針に上乗せされた金額は、原告１人あたり１００万円に留まり、賠償額は不十分です。**

群馬訴訟においても、中間指針を上回る賠償を求めています。先日、現地での進行協議を行うなど、裁判所には、現地の被害の実態を十分理解し、適正な賠償を認定するよう求めてきました。延期後の７月９日の口頭弁論期日においても、損害論について意見陳述を行う予定です。最後の一押しとなるとなるよう、十分準備して臨みたいと思います。

皆さまのご支援を心よりお願いいたします。